敬老大会

お気軽におでかけください

◀花村菊江

▶東京ボーイズ

◀丸山おさむ

日時 9月12日(日)
▽開場午後0時30分
▽開会午後1時
場所 市民会館大ホール
対象 市内にお住まいの65歳以上の方
第1部 式典
第2部 演芸アトラクション
◆お笑いショー（東京ボーイズ）
◆歌謡ショー（花村菊江）
◆司会（丸山おさむ）
※すべりやすい履物は危険ですのでご注意ください。
問合せ 介護福祉課高齢福祉係

敬老金を贈呈します

市では、9月15日現在で77歳・88歳・99歳及び100歳以上の方に、ご長寿を祝い敬老金を贈呈します。

対象年齢	敬老金
77歳	10,000円
88歳	20,000円
99歳	30,000円
100歳以上	50,000円

贈呈方法 9月15日(水)までに、民生委員がご自宅へ届けます。なお、敬老金をお渡しする際に受領印をいただきます。
問合せ 介護福祉課高齢福祉係

敬老記念品を贈呈します

市では、9月15日現在で70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳及び100歳以上の方に、ご長寿を祝い敬老記念品（商品券）を贈呈します。

対象年齢	商品券金額
70歳	5,000円分
75歳	7,000円分
80歳	10,000円分
85歳	12,000円分
90歳	15,000円分
95歳	17,000円分
100歳以上	20,000円分

贈呈方法 9月15日(水)までに、福生市シルバー人材センターの方がご自宅へ届けます。なお、敬老記念品をお渡しする際に受領印をいただきます。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係

国保・年金だより

年金受給者現況届は忘れずに提出してください

国民年金や厚生年金などからの年金を受給している方は、毎年「年金受給権者現況届」を社会保険庁に提出する必要があります。

これは、年金を引き続き受け取るための権利があるかどうかを確認するための重要な手続きです。提出されない場合や提出が遅くなった場合、年金の支払が一時停止されますのでご注意ください。

届出用紙は、誕生月の初めごろに送付されますので、その月末までに提出してください。

問合せ 保険年金課保険年金係または立川社会保険事務所☎523・0351

9月初旬から80歳の被保険者に記念品を贈ります

市では、国民健康保険事業の一環として、福生市国民健康保険の被保険者で80歳（大正12年9月16日から大正13年9月15日までに生まれた方）になられた方に、健康とご長寿をお祝いし、記念品（市内商店街で使える商品券）をお送りします。

配布方法 シルバー人材センターの方がご自宅へ届けます。

問合せ 保険年金課保険年金係

ご存知ですか 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人保健法医療受給者証をお持ちの方で市民税非課税世帯（世帯の全員が市民税非課税）の方は入院の際、市役所の窓口に申請されますと「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口に提示すると、入院した時に窓口で支払う一部負担金と入院時の食事代が減額されます。入院をする前に手続きにお越しください。

申請に必要なもの 老人保健法医療受給者証、保険証、印鑑※老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は毎年8月1日から翌年の7月31日までです。

問合せ 保険年金課老人医療係

市民会館催し物インフォメーション

電話予約・問合せ=市民会館☎552・1711

コロッケ ～superものまねエンターテイメント～

日時 10月16日(土) 2回公演
開演 昼の部　午後2時30分
　　夜の部　午後6時30分
場所 市民会館大ホール
入場料 4,800円（全席指定）
チケット好評発売中
※未就学児の入場はご遠慮ください。

市民名画劇場「ターミネーター3」

日時 9月18日(土)昼の部　午後2時30分～
　　夜の部　午後6時30分～
場所 市民会館小ホール
上映時間 1時間50分
入場無料 全席自由（先着260人）

シリーズ介護保険 上手なサービス利用のために

介護保険のサービスを実際に利用し始めてみると、「こんな時はどうしたらいいの？」と疑問に感じることがいくつかあるかもしれません。これまでに寄せられたお問い合わせと回答を「Q&A」としてまとめました。シリーズでサービスごとに掲載しますので参考にしてください。

今回は訪問介護（ホームヘルプサービス）についてのサービス内容と「Q&A」をお知らせします。

居宅サービス9種類の利用額合計の内、訪問介護は約50パーセントと多くの方に利用されています。内容は、身体に触れて行う「身体介護」と、家事を中心とした「生活支援」に分かれていて、それぞれにかかる時間によって、身体2生活3（身体介護に1時間未満、家事に1時間30分未満を要する）などの組み合わせもあります。

どのくらい利用するかは、利用者並びにご家族と、担当のケアマネジャーとで、現在の状況をよく考え、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

援助の内容によっては、介護保険の給付対象とならないものもありますので、次のQ&Aをご覧ください。

Q、庭の草むしりを頼むことはできますか？

A、草むしり、花木の水やり、ペットの世話等は、「日常生活の援助」に該当しない行為と判断されるため、ヘルパーに頼むことはできません。また、家具の移動、大掃除、窓ガラス拭き、おせち料理づくり等日常的に行われる家事の範囲を超える行為も該当しません。

これらの援助については、シルバー人材センターに相談してください。（サービスは有料になります。）

Q、カラオケに一緒に行ってもらいたいのですが…

A、利用者の日常生活の援助の範囲を超えて、趣味趣向に関わるものは不適切な援助となるため、できません。ドライブ、パチンコ、お祭りなど地域の行事への参加等の外出介助も不適切と判断されます。

Q、床ずれのガーゼ交換をお願いしたいのですが？

A、訪問介護サービスの中で、医療行為を行うことはできません。このほかに医療行為となる可能性がある行為として、血圧測定、つめきり、目薬の点眼、湿布薬の塗布などがあります。これらのことは、ケアマネジャーと相談し、看護師が家庭訪問する訪問看護をケアプランに加えてください。

Q、利用者以外の洗濯や調理を頼めるの？

A、訪問介護の目的は利用者の自立支援ですので、同居の家族が行うのが適当と思われることについては保険給付の対象となりません。ただし、同居の家族が、障害、疾病などのために、家事を行うのが困難な場合は、認められます。

（参考・東京都保険者機能強化検討会資料）

◎介護保険にあてはまるサービスかどうかの線引きは難しいのが現状です。ケアマネジャー、訪問介護事業所の担当者とよく話し合いましょう。ご不明な点は、介護保険係にお問い合わせください。